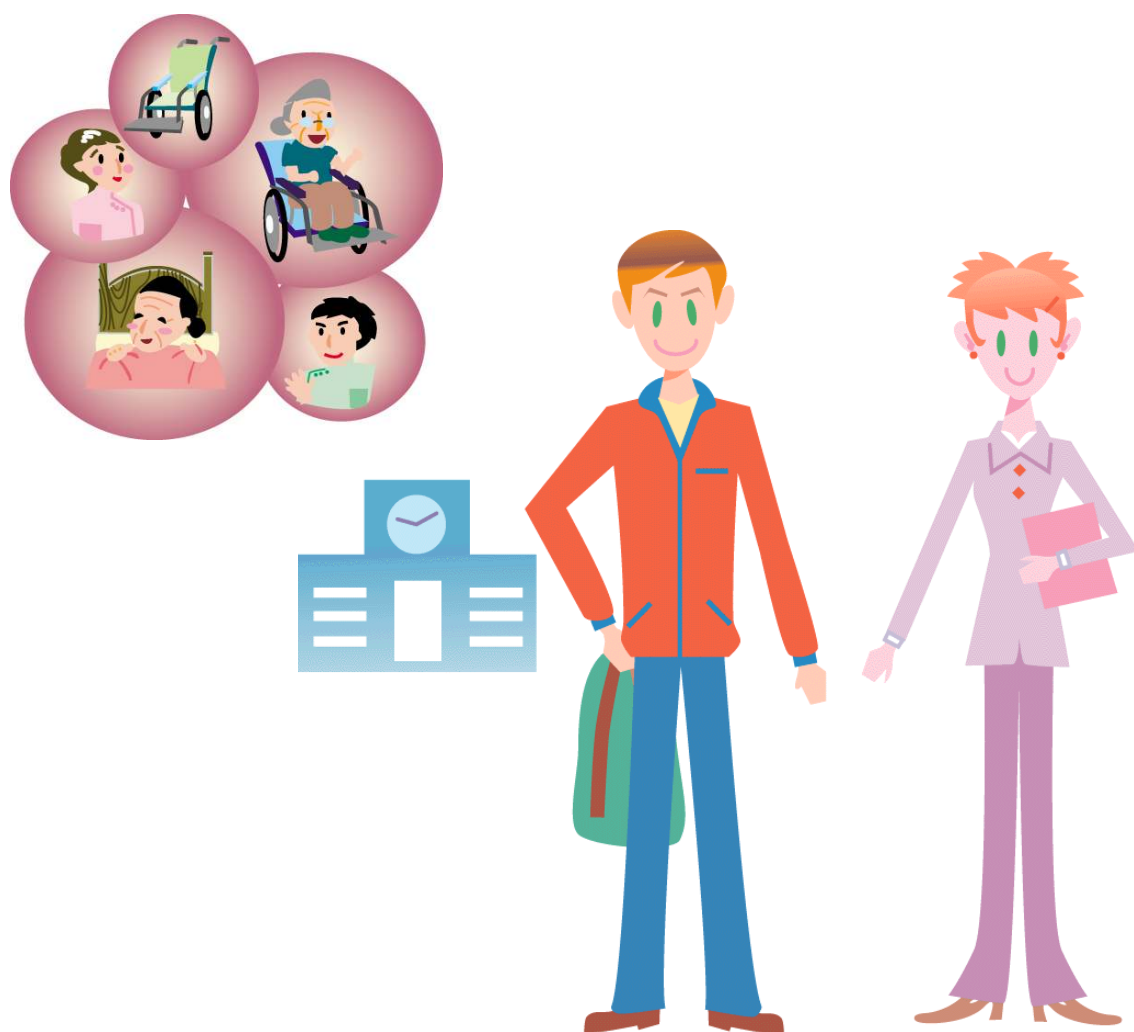


# 〈民間版〉 働きながら 介護福祉士資格を取得する事業

## 【 概 要 】



田原市立田原福祉専門学校

平成24年9月

# 1. 事業の目的

超高齢社会が到来し要介護者が増加する中で、介護現場における介護人材不足の解消が喫緊の課題となっており、特に、介護に関する専門的知識と技術を持った介護福祉士の重要性が高まっています。しかし、介護福祉士資格取得の希望があるにも関わらず、経済的な理由等から進学を断念する学生も少なからずいるのが現状です。

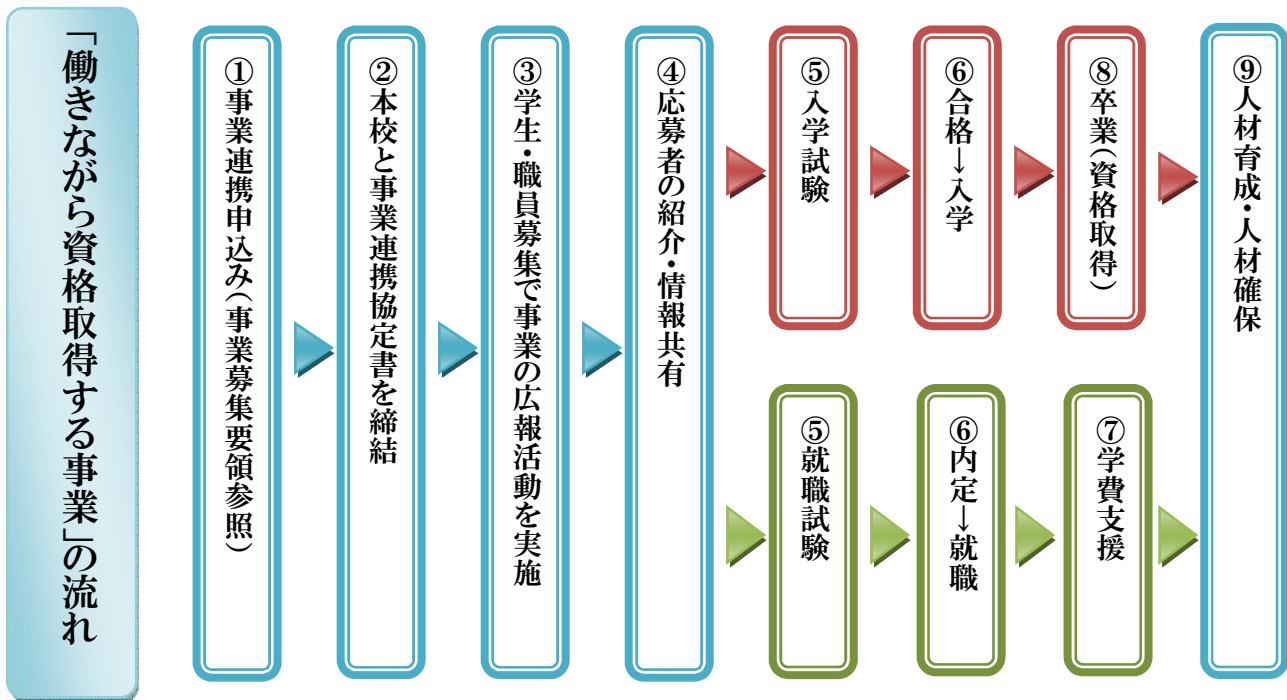
こうした課題に対して、国は、緊急雇用対策の一環として平成21年度から23年度までの3年間「介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充」及び「離職者訓練（委託訓練）」「働きながら資格取得する（介護雇用プログラム）施策」を設け、介護人材の確保を図ってきました。

しかしながら、これら施策は平成23年度をもって終了し又は縮小傾向にあります。愛知県においては、「介護福祉士等修学資金貸付制度」を5年間延長継続するものの採用枠が大幅に削減されました。また、「働きながら資格取得する（介護雇用プログラム）施策」は平成23年度をもって終了しました。さらに「離職者訓練（委託訓練）」も今後の継続が明確になっていません。

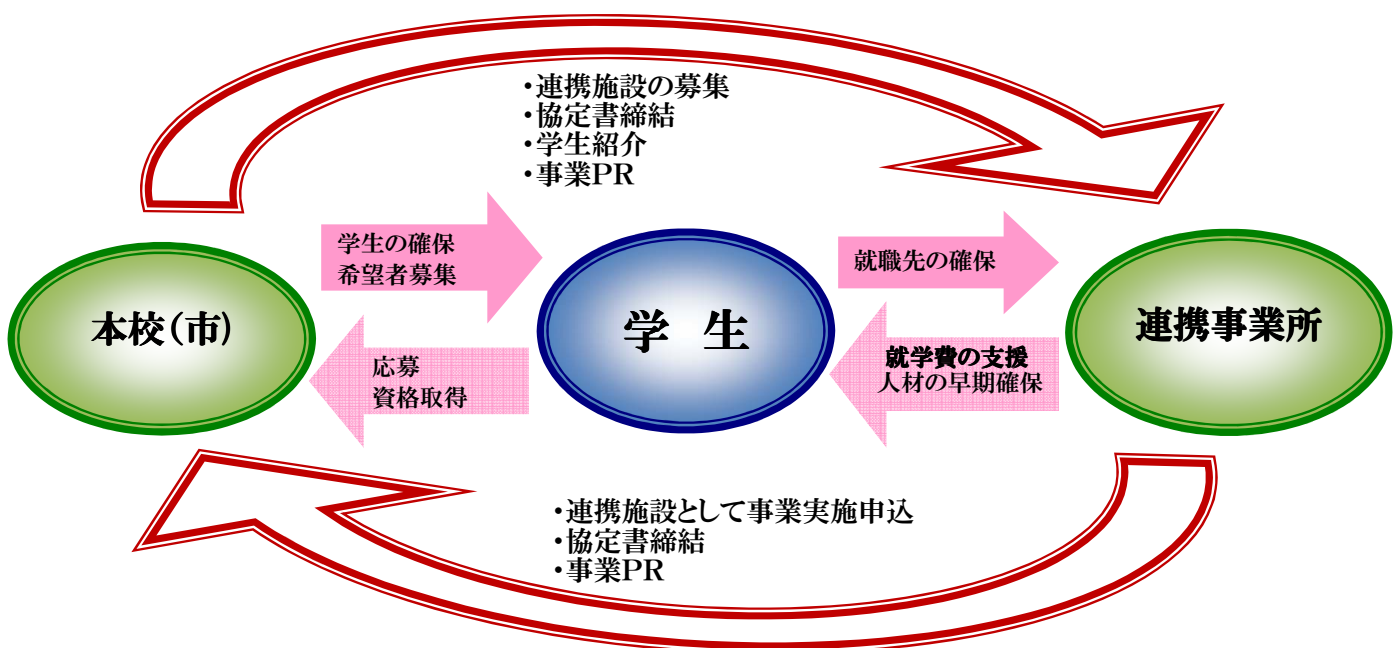
こうした現状を踏まえ、公設公営の介護福祉士養成校である本校が、民間法人・事業所と連携し、いわゆる〈民間版〉働きながら資格取得する事業を構築します。これにより、学費支弁困難な勤労学生を支援し、介護福祉士の養成を通じて地域福祉力向上を図ります。

## 2. 事業のフローチャート

介護分野へ進学・就職を希望する者を対象として、連携法人等の就職試験を受験し、また田原福祉専門学校の入学試験を受験し、共に合格した者について、連携法人等職員として働きながら、連携法人等がその者に学費の一部支援を行い、田原福祉専門学校の学生として就学して介護福祉士の資格取得を目指すものです。



### 働きながら資格を取得する事業 イメージ図



### 3. 高校向けPR文書(参考例)

# 介護福祉士の資格取得を応援します

「働きながら資格取得する事業」を利用して、  
田原福祉専門学校に進学してみませんか？

#### 「働きながら資格取得する事業」とは？

田原福祉専門学校への進学を希望する生徒を対象として、本校と連携する法人の支援を受け、法人職員として働きながら、田原福祉専門学校の学生として就学し、介護福祉士の資格取得を目指すものです。

#### 「働きながら資格取得する事業」の流れ

①事業を利用することの相談（本人⇒高校の先生）

②希望施設の選択（施設リストの中から選択）

③希望施設の決定連絡（高等学校⇒本校）

④施設を見学（履歴書持参）

⑤施設と面接（就職試験）

⑥内定

⑥本校の入学試験を受験

⑦就職

⑦合格⇒本校入学

⑧卒業（介護福祉士資格取得）



## 4. 事業を実施する上でのQ&A

(Q1) 田原福祉専門学校と連携し、この事業を実施した場合、法人にとってどのようなメリットがありますか？

A 主なものとして、次のようなメリットがあります。

- 有資格者（介護福祉士）の早期確保・安定確保ができます。
- 職員の人材育成にかかるコストを削減できます。
- 本校は、毎年東海地方を中心に延べ300校以上の高等学校を訪問し、また年間500名以上から資料請求を受けています。この事業に参画することにより職員募集にかかる広告宣伝の規模拡大ができ、職員募集に係る労力の削減もできます。
- 公立学校との連携により、法人の知名度・信頼度の向上につながります。
- 他の学校が同様の制度を実施したとしても、本校の授業料等の学費総額が県内最安価であることから、法人側、学生側双方の経費負担を軽減できます。
- 遠方の学生について、在学中であれば本校の女子学生寮（使用料：月額1万円）を活用できることから、住宅手当等の人件費削減が図れます。

(Q2) 法人は、どれだけの学費を負担することになるのですか。

A 入学金のみ、授業料のみ、授業料の半額など、学生にどれだけ貸付を行い、どれだけを返還免除するのか、どのような条件を満たした場合に返還を免除するのかを法人が自由に決定できます。貸付・返還については、主に次の4つのパターンが考えられます。

- ・全額貸付全額返還免除
- ・全額貸付一部返還免除
- ・一部貸付全額返還免除
- ・一部貸付一部返還免除

(Q3) 田原福祉専門学校に就学する場合の学費はいくらですか。

A 2年間の学費総額（概算）は、次のとおりです。

項目	金額	請求時期
○入学金	150,000円	合格通知日の1月以内
○授業料（40,000円／月×2年間）	960,000円	原則として毎月15日
○教科書代（2年間分）	45,000円	初年度4月上旬
○実習服代	25,000円	初年度5月上旬
○実習費	130,000円	各実習終了後
○教材費	40,000円	初年度4月上旬
合計（概算）	1,350,000円	

※施設維持費等は一切かかりません。

**(Q4) 該当学生の就学中の勤務条件はどのように設定するのですか？**

A 大きく分けて次の2つのパターンが考えられます。下記を参考に施設状況に応じて設定して下さい。

ア：就労重視型

- 通常通学時：学校における日課終了後、施設での夕食・入浴などの介護業務に就労
- 長期休暇時：一般職員と同様のシフトで勤務

イ：就学重視型

- 通常通学時：土曜日あるいは日曜日のみ1日勤務
- 長期休暇時：一般職員と同様のシフトで勤務

**(Q5) 該当学生の就学中の給与はどのように設定するのですか？**

A 主に次のような2つのパターンが考えられます。

ア：就労重視型の例の場合には、実働に見合う給与(月給制で社会保険料や手当で相当分も加味する)を支給する。

参考：賃金/週 40 時間×22 日分(最低賃金よりは上乘せ)

イ：就学重視型の例の場合も実働に見合う給与を支給するが、ノーワークノーペイの原則に従えば、就労重視型の例に比べ低い給与水準が想定される。

参考：看護師、美容師の見習い期間中の給料が低く設定されていることもある。

**(Q6) 田原福祉専門学校の休業日はいつですか？**

A 学則における休業日は、次のとおりです。

- ①日曜日及び土曜日
- ②国民の休日に関する法律に規定する休日
- ③夏季休業日 8月1日から9月14日まで
- ④冬季休業日 12月24日から翌年1月6日
- ⑤学年末休業日 3月16日から3月31日まで
- ⑥学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- ⑦開校記念日 4月5日

**(Q7) 1日の授業時間と始業及び終業時間は何時ですか。**

A 授業時間は、1コマ90分の4限です。原則として始業は午前9時(1限)からとなり午後4時20分(4限)に終業します。

**(Q8) 学年別授業時間数はどれだけですか。**

A 平成24年度の授業カリキュラムでは、1年次は1,136時間、2年次は844時間です。ただし今後、医療的ケアや国試対策が必要となることから、授業時間数が増加する見込みです。

**(Q9) 該当学生が中途退学や卒業後すぐ離職した場合、学生にかけた経費の返還を  
求めることができますか？**

A 会社が費用を一旦負担し労働契約でその後の一定期間の勤務を義務付け、途中で退職する労働者に対して費用を返還させる旨を定めることは、労働契約の不履行に対する損害賠償額の予定に該当し、労働基準法第16条に違反することから雇用契約にうたうことはできません。ただし、労働契約とは別個の一定期間の勤務やその状況により費用の返済を免除するという特例付きの金銭消費貸借契約を締結して会社が費用を立て替える場合には、原則として労働者は立替費用の返済義務を負うことから、労働基準法第16条に違反しないとされています。従って、金銭消費貸借契約の締結により経費の返還請求をすることができます。

なお、この場合も、

- ①費用の計算が合理的な実費であること
  - ②費用の返済によりいつでも退職できること
  - ③労働契約が雇用関係の継続を不当に強要する恐れのないこと
  - ④業務と区別されることなどを併せて満たすこと
- } が必要です。

**【参考】労働基準法第16条（抜粋）**

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。